SY5-1

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援をめざして

西﨑水泉

三重県子ども・福祉部

わが国では、少子化の進行、地域社会におけるつながりの希薄化、共働き世帯の増加、ひとり親やステップファミリーなど家族形態の多様化など、母子保健を取り巻く環境は大きく変化しています。子育て家庭が孤立するなかで、妊産婦やその家族の妊娠・出産・育児に対する負担感や不安感が増大し、児童虐待の問題などが深刻化しています。加えて、今般の新型コロナウイルス感染症の影響によって、自粛生活などを余儀なくされ、妊産婦やその家族、子どもたちの心身の健康状態は、より一層不安定となりやすい状況にあります。

こうした中、令和元年12月に成育基本法が施行され、成育過程にある者等に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進することとされました。また、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、令和5年4月には、こども家庭庁が設置される見込みです。

三重県では結婚・出産・子育てなどの希望がかない、すべての子どもが豊かに育つことのできる三重をめざすため平成27年3月に「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン(第一期スマイルプラン)」を策定しました。計画期間を5年とし、令和2年3月に「第二期スマイルプラン」を策定し、引き続き取組を進めています。

また、平成15年に母子保健計画である「健やか親子いきいきプランみえ」を、平成27年度には第2次計画を策定し、定期的に専門家を交えて進捗状況の管理を行っています。なお、「健やか親子いきいきプランみえ (第2次)」は、「子どもを産み、育てる人に寄り添い、すべての子どもが健やかに育つ三重」を基本理念としています。

そのため、県内のどの地域においても妊産婦やその家族が必要な時に必要なサービスを受けることができる出産・育児の支援体制の整備をめざして、「出産・育児まるっとサポートみえ」により産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため産婦健診や産後ケア事業など産後の初期段階における母子への支援や母子保健コーディネーターの人材育成など市町の体制整備に向けた取組を進めているところです。

子育て世代包括支援センターにおいては、妊娠期から子育で期にわたる切れ目ない支援を提供しており、令和2年度末で県内すべての市町に設置されました。また、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行う、子ども家庭総合支援拠点については、令和4年4月1日時点で県内22市町において設置されています。今後は、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点(以下支援拠点という)が協働し取組を進めていくことが求められています。

県としては、地域の実情に応じた切れ目のない母子保健体制を構築していくため、人材育成等による市町支援、子どもとその家庭を対象として福祉に関して総合的な支援を行う支援拠点整備に向け、市町の実情に合わせた相談体制と専門性の強化を進めています。

さらに、令和2年度から国の予防のための子どもの死亡検証(CDR)体制整備モデル事業を令和4年度より家事や家族の世話などを子どもが日常的に担う、ヤングケアラーの支援体制構築事業をはじめるなど新たな課題に向けての取組も進めています。

今後も県内どの地域においても安心して子どもを産み育てられ、未来を担う子どもたちが豊かに育つことができるよう、関係機関・団体、県民との協働により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない、総合的な支援体制を拡充させていく必要があります。